

「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」等の一部改正について

令和5年3月
自動車局
技術・環境政策課

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、公道を走行する自動車においては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合する状態でなければ運行の用に供してはならないこととされているところです。

従来、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を港湾施設の道路で用いる場合に、車両の重量等に係る基準を緩和することができる特例制度を構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に限って設けておりましたが、今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和4年10月7日閣議決定）において、当該特例制度を全国の港湾施設へ展開することが適当とされました。

これに伴い、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成15年国土交通省告示第1320号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 基準緩和認定制度関係告示及び通達の一部改正

以下の告示及び通達について、特区内に限って設けていた特例制度を全国の港湾施設へ展開するため、車両の重量等に係る基準を保安基準第55条第1項に基づき地方運輸局長が緩和することができるようとする改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ①道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）
- ②「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号運輸省自動車交通局長通達）

(2) 構造改革特区告示及び通達の廃止

(1)によりこれまで特区内に限って設けていた特例制度を全国一律で行うことができるようになるため、当該特例制度に関する以下の告示及び通達を廃止します。

- ①国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成17年国土交通省告示第1479号）
- ②構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の取扱いについて（平成17年12月27日付け国自技第202号国土交通省自動車交通局長通達）

3. スケジュール

公 布：令和5年3月31日

施 行：公布の日